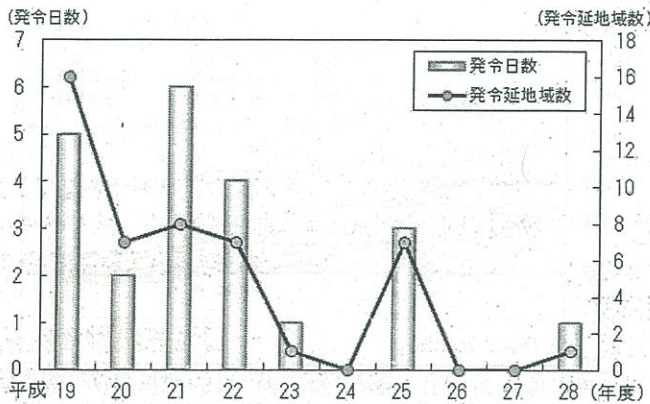


◆光化学スモッグ注意報発令状況



光化学オキシダントの濃度が発令基準を超える状態が継続するとみられるときには、気象条件を考慮して、光化学スモッグ注意報などを発令しています。平成28年度は、1日のべ1地域で注意報を発令しました。

○微小粒子状物質 (PM2.5) 対策

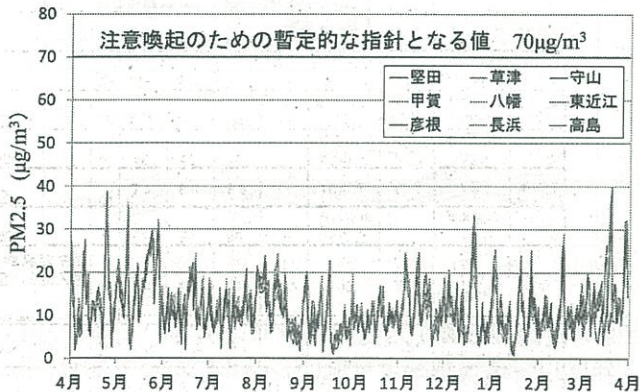
微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が2.5 μm 以下の粒子のことをいい、呼吸器疾患、循環器疾患および肺ガンの疾患に関して健康への一定の影響が懸念されています。

平成21年4月から自動車排ガスを主に測定する自排草津で測定を開始し、現在、自排草津を含め、逢坂、石山、堅田、草津、守山、甲賀、東近江、八幡、彦根、長浜、高島(逢坂、石山、堅田は大津市が設置)の12箇所で測定を行っています。

本県では、平成25年(2013年)3月に、国が示した指針に沿って注意喚起を行うため、県ホームページや「しらしがメール」で連絡を行うなど連絡体制の整備等を行いました。

平成28年度は、全局で環境基準を達成し、注意喚起のための暫定的な指針となる値(日平均値70 $\mu\text{g}/\text{m}^3$)を超えた局はありませんでした。

◆PM2.5の調査結果(平成28年度)



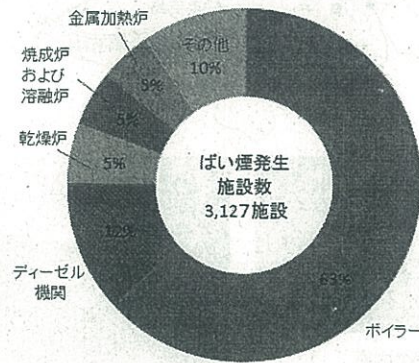
○工場・事業場からの排出ガス対策

「大気汚染防止法」で定める規制対象施設(33施設)、規制項目に加えて、本県の「公害防止条例」では、施設(6施設)や規制項目(アンチモン、フェノール)の追加を行うとともに、有害物質については煙突などの排出口だけでなく敷地境界での基準を設けて規制を行っています。

規制物質		物質の例示
ばい煙	いおう酸化物	SO ₂ 、SO ₃
	ばいじん	すすなど
	有害物質	NO、NO ₂ 、Cd、Pb、HCl等
粉じん	一般粉じん	セメント粉、石炭粉、土石粉等
	特定粉じん	石綿(アスベスト)
自動車排出ガス		CO、HC、Pb、NO _x など
指定物質※		ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン

※規制物質、規制基準とは異なり、その排出または飛散を早急に抑制しなければならないものとして政令・告示で定めています。

◆ばい煙発生施設構成比(平成28年度末現在)



○石綿(アスベスト)飛散防止対策

石綿は、安価で耐薬品性・耐熱性など優れた長所を持つ物質であり、建材を中心に大量に使用されてきましたが、中皮腫や肺ガンなど、重篤な健康障害を引き起こすおそれがあることが分かっています。平成17年(2005年)6月に兵庫県内の石綿製品製造工場の周辺で、石綿による住民の健康被害が明らかになったことに伴い、大気汚染防止法など規制が強化されました。

また、平成26年(2014年)6月の大気汚染防止法改正では、石綿を含む建材の解体工事(特定粉じん排出等作業)の届出者が元請業者から発注者に変更、解体等工事における吹付石綿等の有無の事前調査・結果等の掲示など、飛散防止対策が強化されました。

本県では、関係部局や国の機関と連携し、情報の共有を図るとともに、環境面からは、①特定粉じん排出等作業の現場への立入・指導、②一般環境大気中の石綿濃度の測定を実施するなど大気中への石綿飛散防止に努めています。

◆大気環境中のアスベスト濃度の調査結果 (平成 28 年度)

調査時期	調査地域数	調査地点数	調査結果
夏期	6地域	12地点	0.056~0.33本/ℓ
冬期	6地域	12地点	<0.056~0.28本/ℓ

(参考)

WHO環境保健クライテリア:「都市における大気中の石綿濃度は、一般に1本以下~10本/Lであり、それを上回る場合もある。」「一般環境においては、一般住民への石綿曝露による中皮腫および肺がんのリスクは、検出できないほど低い。すなわち、実質的には、石綿のリスクはない。」

○オゾン層保護対策

オゾン層破壊物質であり、また、地球温暖化の防止を図るためのフロン対策として、本県では、特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(フロン排出抑制法)、使用済自動車の再資源化等に関する法律(自動車リサイクル法)により、冷媒用フロンを大気中に放出しないよう指導しています。

また、フロンを使用した業務用冷凍空調機器については、平成27年(2015年)4月より定期点検の実施等、機器の管理方法について新たな義務が規定されたため、説明会の開催等、機器の管理者への周知を行っています。

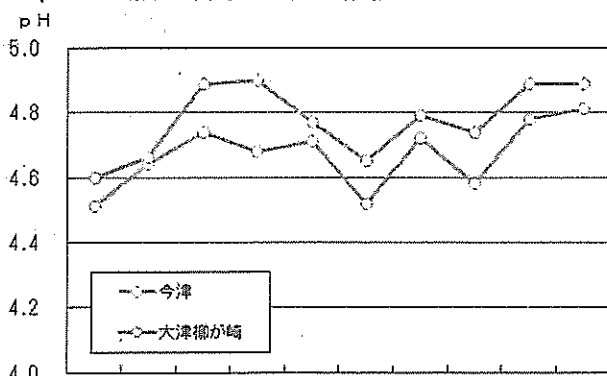
本県におけるフロン排出抑制法に基づくフロン類充填回収業者などの登録数については、業務用冷凍空調機器関係を取り扱う第一種フロン類充填回収業者が平成28年度末現在で963業者となっており、これらの登録業者によりフロン回収等が行われています。

○酸性雨

酸性雨とは、工場や自動車から大気中に放出されたいおう酸化物や窒素酸化物などが酸化されて硫酸や硝酸となり、雨や雪などに溶け込む現象です。酸性雨による湖沼の酸性化や森林、文化財への影響だけでなく、近年は、大陸からの汚染物質の流入の影響も懸念されています。

本県では雨水に溶け込んでいる物質の状況を知るため、平成2年度からpHやイオン成分の調査分析を行ってきました。年平均pHは4.45~4.90の範囲にあり、経年的な低下傾向はみられません。

◆pHの地点別年間平均値の推移



化学物質対策の推進

〈環境政策課〉

○化学物質による環境リスク対策の推進

私たちの身の回りには、化学物質から作られた様々な製品があり、日常生活にはなくてはならないものになっています。反面、その生産の過程などで多種多様な化学物質が環境中に排出されており、私たちの健康や生態系などへの悪影響が心配されています。

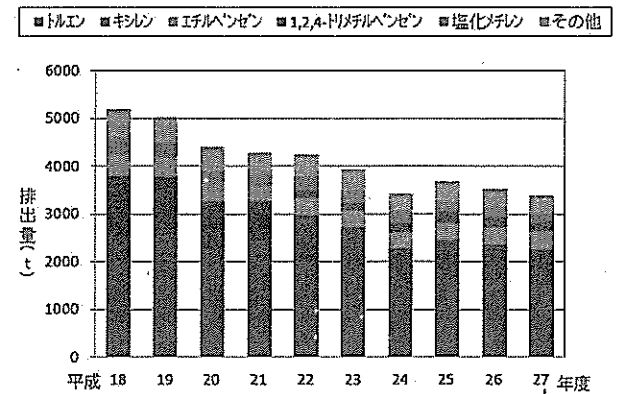
このような化学物質の適正な管理のため、平成11年(1999年)7月に「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(化学物質管理促進法)」が制定され、これに基づく取扱い事業場からの報告に基づき環境中に排出された化学物質の種類や量などが公表されています。

また、化学物質の多くは、その有害性の程度や環境中での挙動などについて未解明な部分も多いことから、従来のように基準を定めて使用や排出を規制するような対策だけではなく、健康被害や生態系への悪影響が発生するおそれ(リスク)を小さくするために化学物質の適正な管理の促進やより安全な代替物質に転換するなどの「環境リスク管理」の導入を進める必要があります。

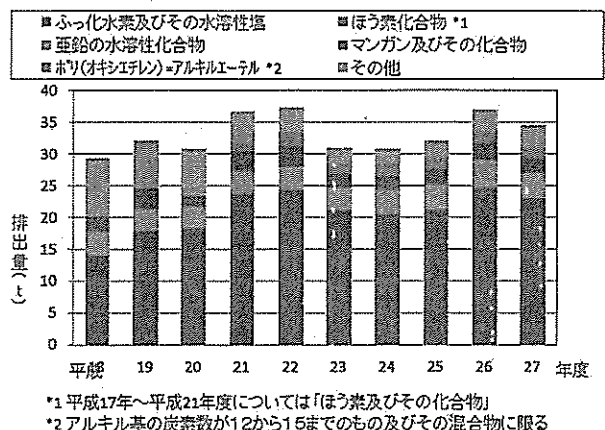
さらに、環境中の化学物質に関する情報などがわかりやすく発信され、県民、NPO、事業者、行政などが共有し、それぞれが環境リスクの低減に向けた具体的な取組を進める「環境リスクコミュニケーション」の実施も求められています。

◆化学物質別届出排出量(平成27年度)

・大気への排出



・公共用水域への排出



*1 平成17年~平成21年度については「ほう素化合物」に限る
*2 アルキル基の炭素数が12から15までのもの及びその混合物に限る

本県では、平成12年(2000年)に施行された「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づき、大気、水質・底質、地下水および土壌のダイオキシン類による汚染状況の常時監視調査を実施しています。

平成28年度の調査結果は次のとおりであり、環境基準と比較して十分低い状況にあります。

今後も調査を継続し、実態把握に努めるとともに、ダイオキシン類対策特別措置法の適正な運用を図り、ダイオキシン類の発生抑制に努めます。

◆ダイオキシン類調査結果(平成28年度)

調査対象	ダイオキシン類の濃度		備考
	平均値	範囲	
大気 地点数: 9(4)	0.0086 (0.0081)	0.0058~0.015 (0.0060~0.014)	環境基準値:0.6 全国調査結果(平成27年度) 平均値0.021(0.0042~4.9)
水質 琵琶湖 地点数:2	0.045	0.042~0.047	環境基準値:1.0 全国調査結果(平成27年度) 平均値0.18(0.011~4.9)
河川 地点数: 8(5)	0.072 (0.055)	0.046~0.15 (0.046~0.062)	
底質 琵琶湖 地点数:2	12	6~17	環境基準値:150 全国調査結果(平成27年度) 平均値7.1(0.059~1,100)
河川 地点数: 8(5)	0.44 (0.26)	0.15~1.5 (0.16~0.42)	
地下水 地点数: 8(4)	0.048 (0.048)	0.046~0.050 (0.046~0.050)	環境基準値:1.0 全国調査結果(平成27年度) 平均値0.042(0.0036~0.88)
土壌 地点数: 10(4)	0.87 (0.14)	0.028~4.9 (0.028~0.37)	環境基準値:1,000 全国調査結果(平成27年度) 平均値2.6(0.0~100)

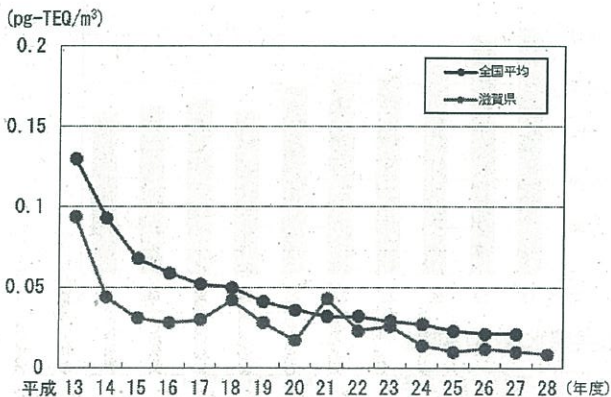
注) 県内全域についてのデータ(括弧内は大津市調査分)

出典:平成27年度ダイオキシン類に係る環境調査結果(環境省)

注)・大気は、各地点ごとに年2回実施した調査結果。

・単位は、大気がpg-TEQ/m³、水質、地下水がpg-TEQ/l
底質、土壌がpg-TEQ/g。

◆ダイオキシン類の大気中濃度(全地点平均)の推移



注)・毒性等価係数:平成19年度以前はWHO-TEF(1998)を、平成20年度以降はWHO-TEF(2006)を使用。

・平成19年度までは年4回、平成20年度以降は年2回の測定。

騒音・振動・悪臭対策の推進

〈環境政策課〉

○騒音・振動対策

騒音・振動は、不快感や安眠妨害をもたらすなど、各種公害のなかでも日常生活に関係の深いものです。

騒音の発生源は多種多様であり、工場・事業場、飲食店、建設作業、交通機関、生活騒音などがあり、平成27年度には127件の苦情が県や市町に寄せられました。

振動の苦情は、平成27年度は6件寄せられており、その多くが建設作業によるものでした。



騒音の大きさの例

◆騒音に関する環境基準

環境基準類型	環境基準の値 (昼間(6:00~22:00)/夜間(22:00~6:00))		
	一般の地域	道路に面する地域 (交通騒音が支配的音源の地域)	幹線道路近接区間 ・2車線以下:15m ・2車線超:20m
A類型	55/45 (1車線道路に面する地域を含む)	60/55 (2車線以上)	70/65 (屋内基準値 45/40)
B類型		65/60 (2車線以上)	
C類型	60/50	65/60 (1車線以上)	

注) A類計の地域は、専ら住居の用に供される地域

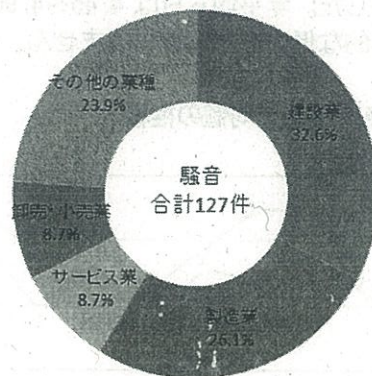
B類計の地域は、主として住居の用に供される地域

C類計の地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域

環境基準類型は県内に適用される類型のみを記載

幹線道路:高速道路、自動車専用道路、国道、県道、4車線以上の市町村道

◆騒音苦情件数の構成比(平成27年度)



■発生源対策

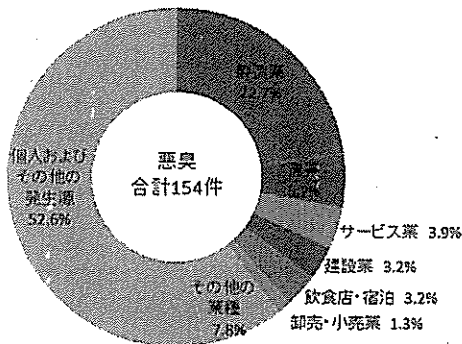
「騒音規制法」および「振動規制法」に基づき、生活環境を保全するため騒音および振動を防止すべき地域が市町により指定され、騒音・振動発生施設を設置する工場や著しい騒音・振動を発生する建設作業に規制基準が定められています。

○悪臭対策

悪臭が人に与える影響は、主に不快感などの感覚的影響が中心で、悪臭の感じ方には個人差があり、健康状態にも左右されます。

「悪臭防止法」では、生活環境を保全するため悪臭を防止すべき地域が市町により指定され、工場・事業場などに規制基準が定められており、悪臭物質（22物質）の濃度による規制と、人の嗅覚を用いて臭いを相対的に測定する方法を用いた臭気指数による規制のいずれかが地域の実態に応じて導入されています。

◆悪臭苦情件数の構成比（平成27年度）



自主管理の促進

〈環境政策課〉

本県では、工場事業場への立入調査を実施し、水質汚濁防止法等の公害関係法令の遵守、油類の漏えいなどの環境汚染事故の未然防止のための取組みについて啓発等を行っています。また、事故発生時には拡散防止等の初動が重要なため、連絡体制の整備や定期的な訓練の実施等についてもアドバイスを行っています。

平成28年度は、県内の211事業場に立入調査を実施し、法令遵守に関するものや自主管理の促進に関するものとして、818件の指導・助言を行いました。

環境自治が根付いた社会へ

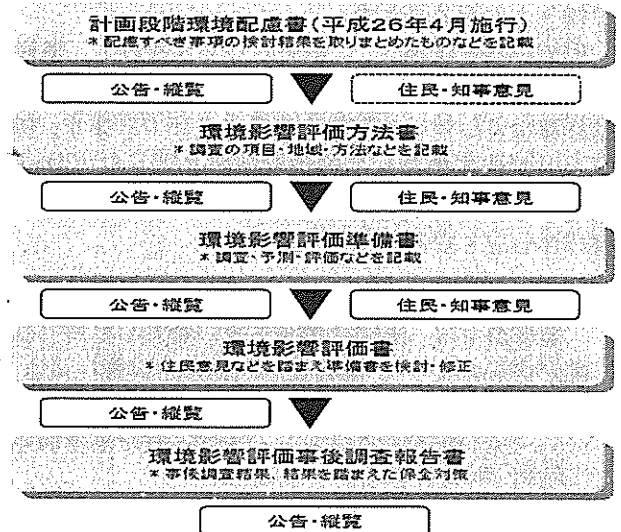
〈環境政策課〉

○環境影響評価制度

大規模な開発事業などを行う場合、それが環境に与える影響について、「環境影響評価法」、「滋賀県環境影響評価条例」に基づき、事業者自らが事前に大気質、騒音、水質、生態系、文化財などの項目について、調査・予測・評価を行い、環境の保全を図るための制度です。

事業者は、条例で定める方法書や準備書などの各段階で、公告・縦覧などにより、住民に情報を公開するとともに、意見を求め、環境に最大限配慮して事業を進めます。平成28年度は1件の準備書と1件の評価書が公告されました。

◆手続きのあらまし

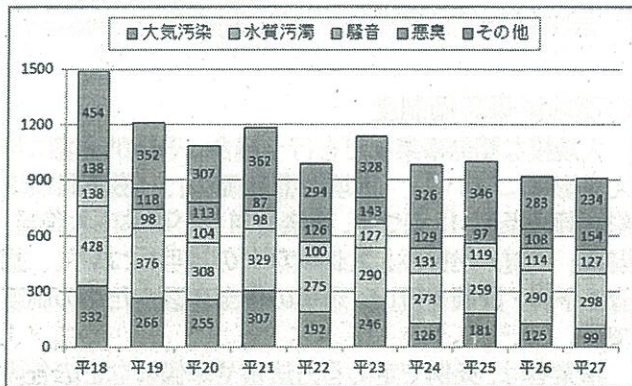


○公害苦情および公害審査会

平成27年度に、県および市町が新規に受理した公害苦情件数は912件で、過去5年間では横ばい傾向にあります。このうち、典型7公害（大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭）に関する苦情は692件でした。典型7公害のうち水質汚濁（298件）が一番多く、次いで悪臭（154件）、騒音（127件）、の順になっています。

また、苦情処理によって解決できない公害に関する紛争を、迅速、適正に解決するために、「公害紛争処理法」に基づいて紛争処理制度が設けられています。本県では、学識経験者など10名で構成される滋賀県公害審査会を設置し、あっせん、調停、仲裁の手続きを行っています。昭和45年（1970年）の設置以来これまでに36件（平成28年度末時点）の調停手続きを行っています。

◆公害苦情件数の推移



○環境自治委員会

健全で質の高い環境の確保を図るため、本県が行う事務や事業について、環境保全上適切に実施されていないと考えられる場合、県民は「滋賀の環境自治を推進する委員会（環境自治委員会）」に審査の申し立てを行うことができます。

環境自治委員会は、この申し立てを受けて、事務や事業の実施について調査審議し、是正が必要な場合には知事などに対して勧告を行うことができます。知事などは勧告を尊重して適切な措置を講じなければならないことになっています。平成28年度末までに9件の申し立てがありました。

●環境自治

滋賀県では、地域の環境と深い関わりを持つ住民が中心となって、事業者や行政との協働により、地域に根ざした環境の保全・創造の取組を進めていくことを「環境自治」として、環境政策の基本概念に位置づけています。

第7章 廃棄物の排出抑制や再使用に重点をおく3R取組の推進

2R(リデュース・リユース)の強化等に

取り組みます。

<現況>

本県では、「循環型社会」(廃棄物等の発生抑制や循環資源の利用の取組により、新たに採取する資源を少なくした、環境負荷の少ない社会)を構築するため、廃棄物の発生抑制(リデュース)や再使用(リユース)に重点を置いたうえで、再生利用(リサイクル)とともに3Rの推進に取り組んできました。

一般廃棄物^(※)については、容器包装廃棄物の削減やグリーン購入をはじめとする取組および家庭や事業所に対する普及啓発の取組等により、排出量は概ね減少傾向にあります。近年、事業系一般廃棄物についてやや増加がみられたところ(図表31)。

次に、総資源化量は平成19年度以降減少傾向にあり、再生利用率は平成19年度から平成25年度まで概ね横ばいとなり、平成26年度には上昇しています(図表32)。近年、総資源化量の減少がみられた背景には、容器の軽量化や集団回収量の減少、小売店等での店頭回収(資源回収の取組)の拡大によって行政回収量に計上されない資源物が増加したことなどの影響があると推測されます。

一般廃棄物焼却施設については、稼働年数が長期にわたる施設や間欠運転炉、余熱未利用施設が多い状況にあり、本県の余熱利用率は70%と全国平均値の93%を下回っています。

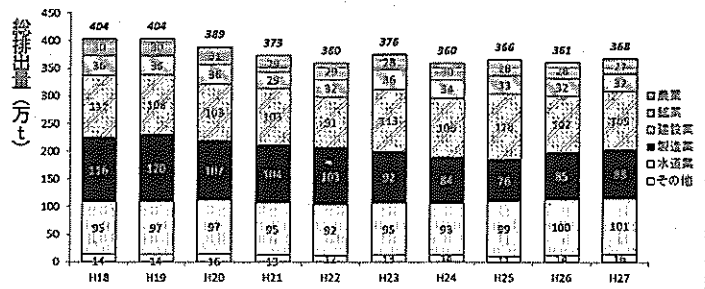
また、最終処分量は約4.7万t(平成27年度)となり、近年鈍化していますが、概ね減少傾向にあります。

産業廃棄物^(※)の排出量は、景気動向に左右される面がありますが、近年概ね横ばいとなっています(図表33)。

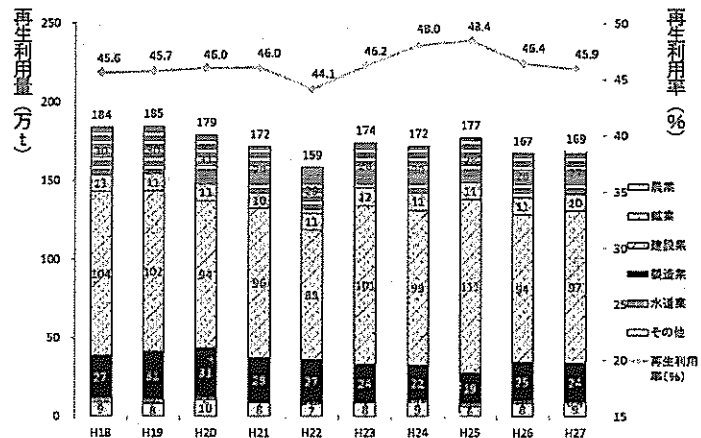
総資源化量および再生利用率は、ともに平成22年度以降平成25年度まで概ね増加傾向にありましたが、平成26年度には減少しています(図表34)。これは、再生利用率の高い建設業から排出されるがれき類の減少が影響していると考えられます。

また、最終処分量は、平成23年度以降減少傾向にありましたが、平成26年度からやや増加し、約8.8万t(平成27年度)となっています。

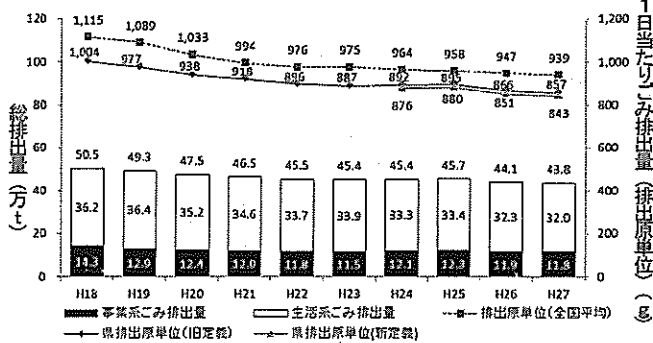
図表33 産業廃棄物の排出量等の推移



図表34 産業廃棄物の再生利用量等の推移

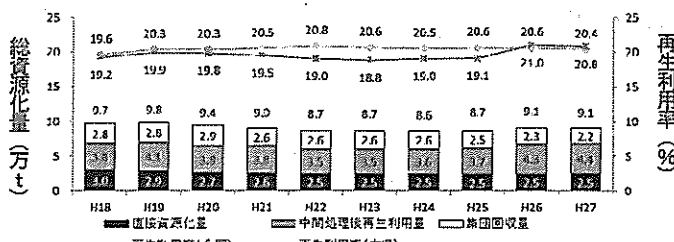


図表31 一般廃棄物の排出量等の推移



(注)住民基本台帳法の改正により外国人住民も住民基本台帳法の適用対象となったことから、平成24年度より新定義による数値も併記。(旧定義:総人口に外国人人口を含まない。新定義:総人口に外国人人口を含む。)

図表32 一般廃棄物の再生利用率等の推移



<課題および今後の取組>

廃棄物の減量や再生利用は着実に進んでいますが、より一層の減量と温室効果ガス削減も含めた環境負荷の低減に向けて、まずは廃棄物の発生を抑制する2R(リデュース・リユース)を推進することが重要です。あわせて、発生した廃棄物を資源として循環させるリサイクルを進めるとともに、環境負荷や生活環境への影響等を最小化するため適正処理を引き続き徹底する必要があります。

そのため、2Rの取組の強化を図るとともに、引き続きリサイクルの取組を促進します。また、廃棄物の適正処理の推進や災害廃棄物の処理体制の強化等に取り組みます。

■2R(リデュース・リユース)の取組の強化

ごみは主に私たちの日常生活から発生するため、家庭や事業所等での様々な場面で削減を進める必要が

あります。

容器包装もその一つであり、用途上、利用後は廃棄されやすいため、その使用自体を抑制することが重要です。レジ袋については、これまで小売店の協力のもとマイバッグ持参運動やレジ袋の無料配布中止の取組等を実施し、消費者の環境配慮意識の醸成やライフスタイルの転換を促すことで使用量の削減を進めてきました。今後はレジ袋削減を食品関連売場以外に広めるほか、レジ袋以外の容器包装廃棄物の削減、さらにはマイボトルの利用やリユースショップ・修理店などの情報提供をはじめとするリユースの取組推進を図ります。

また、家庭や事業所から生じる食べ残しや売れ残りなどの食品ロスの発生量は、国全体で約621万t(平成26年度)と推計されています。食べられる食品の廃棄は、もったいないことであるとともに、環境負荷(CO₂発生等)にもつながり、大きな課題となっていることから、「第四次滋賀県廃棄物処理計画」において食品ロス対策を施策に位置付けたところです。

平成29年8月には、食品ロス削減を県民運動として展開するため、事業者・団体・行政で構成する「滋賀県買い物ごみ・食品ロス削減推進協議会」を設置し、関係者の連携による「三方よし!!でフードエコ・プロジェクト」を開始したところです。

今後、食品ロス量の把握や食品廃棄を抑制する取組の促進、食品の買い過ぎや可食部分の過剰除去、飲食店等での食べ残しなどの食品ロス削減に向けた普及啓発を行います。また、廃棄される食品の削減に向けた情報提供を通して事業者から排出される食品ロスの削減を推進します。さらに、食品ロス削減に取り組む飲食店、宿泊施設および食料品小売店を「三方よしフードエコ推奨店」として、店舗情報や取組内容などを県ホームページ上で紹介します。

なお、こうした食品ロス削減運動の展開に当たり、県職員の率先行動にも引き続き取り組みます。

産業廃棄物においては、事業者等による自主的な取組をさらに促進することが重要であることから、発生抑制等にかかる研究開発および施設整備の促進や、多量排出事業者による産業廃棄物処理計画策定に係る指導、排出事業者に対する普及啓発などに引き続き取り組みます。

■リサイクルの取組の推進

一般廃棄物については、焼却される廃棄物に紙類が一定程度含まれている状況から、再生利用可能な紙ごみ等の分別・回収の徹底が必要です。そのため、自治会等が行う集団回収に加えて、小売店等での店頭回収など、多様な回収ルート確保や周知に取り組めます。

また、容器包装や家電、食品等において、国や業界団体による各種リサイクル法や回収体制の整備が進んだことから、引き続きこれら回収ルートを周知していきます。中でも、近年施行された小型家電リサイクル法に基づく使用済小型家電の回収・処理については、県内の全市町が取り組んでいます。さらなる普及・定着化に向けた取組を進めます。

一方、産業廃棄物については、再生利用量、再生利用率ともに平成26年度には低下しましたが、さらなるリサイクルの推進に向けて、事業者への啓発や資源化に係

る研究開発・施設整備の促進等に取り組めます。あわせて、再生資源の循環利用が促進されるよう、滋賀県リサイクル認定製品の利用拡大等を図り、事業者におけるリサイクルを促進します。

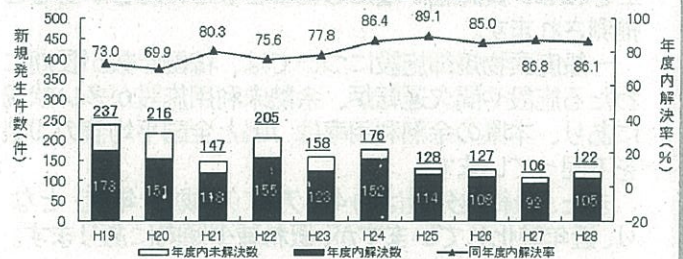
■廃棄物の適正処理の推進

廃棄物の処理にあたっては、環境負荷や生活環境への影響を最小化するよう、適正に処理を行う必要があります。

そのため、廃棄物処理施設等の監視指導を引き続き徹底するほか、優良な処理業者の育成や電子マニフェストの普及など適正な処理が推進される環境づくりを進めます。また、アスベストやPCB、感染性廃棄物といった人の健康や生活環境に被害を生ずるおそれのある廃棄物については、処理において特に配慮が必要であるため、適正処理を徹底します。特にPCB廃棄物については、定められた期限内の処理完了を推進するため、掘り起こし調査等を実施します。

県内の不法投棄発生件数については減少傾向にあるものの、未だ後を絶たないことから、引き続き関係機関と連携して監視指導の徹底を図ることで不適正処理事案のうち新規発生件数の年度内解決率85%以上を維持するなど、不法投棄を許さない環境づくりに取り組みます(図表35)。

図表35 産業廃棄物の不法投棄等の新規発生件数とその年度内解決率



一方、本県では、一般廃棄物の最終処分は大阪湾広域臨海環境整備センター等に、産業廃棄物の最終処分に関しては県内唯一の産業廃棄物管理型処分場であるクリーンセンター滋賀等にそれぞれ搬入しており、引き続き適正な処理と最終処分量の抑制に取り組めます。あわせて、市町等が設置する一般廃棄物処理施設においては、地球温暖化防止の観点から省エネルギーや創エネルギーに配慮した施設整備等を支援します。

また、災害発生時には、通常の廃棄物の収集・処分が困難となるほか、大量に残された廃棄物が復旧・復興の妨げになるといった事態も想定されるため、災害廃棄物対策については平常時から必要な体制を整えておくことが重要であり、災害発生時の支援等にかかる協定を関係団体と締結するなど、災害廃棄物処理体制の整備に取り組んできました。今後、滋賀県災害廃棄物処理計画を策定し、本県の災害廃棄物処理体制をより一層充実強化します。

※一般廃棄物と産業廃棄物

廃棄物には、家庭や事業所から発生するごみやし尿などの「一般廃棄物」と、工場などの事業活動に伴って発生する廃プラスチック類、廃油、汚泥などの「産業廃棄物」があります。

一般廃棄物については市町の責任、産業廃棄物については事業者の責任で適正に処理することとなっており、各々の状況にあった取組を展開しています。

3R(発生抑制、再使用、再生利用)等の推進

○循環型社会形成のための法律等

平成13年(2001年)に施行された循環型社会形成推進基本法により、形成すべき「循環型社会」の姿が示され、その後、循環型社会形成推進基本計画の策定や、容器包装リサイクル法などの各種リサイクル法が順次整備されています。平成25年4月には小型家電リサイクル法が施行され、小型電子機器等のリサイクル促進の法的枠組みが整えられました。

○滋賀県廃棄物処理計画

〈循環社会推進課〉

◆滋賀県廃棄物処理計画の目標の達成状況

「第三次滋賀県廃棄物処理計画」(平成23年度～平成27年度)の目標の達成状況や廃棄物処理の現状、課題、将来予測等を踏まえて、平成32年度までの目標や施策の方向性を定めた「第四次滋賀県廃棄物処理計画」を平成28年7月に策定しました。

この計画に基づき、より一層のごみ減量と温室効果ガス削減も含めた環境負荷の低減に向けた2R(リデュース・リユース)の取組強化およびリサイクルを推進するとともに、廃棄物の適正処理を推進しています。

<一般廃棄物関係>

		H25 H26 H27 H28				三次計画 目標値	目標 達成 状況	四次計画		目標 達成 状況
		H25	H26	H27	H28	H27		H32		
ごみ総排出量	万t	45.7	44.1	43.8	—	参考指標 46.3以下	達成	参考指標 42.5	達成	
1人1日当たり ごみ排出量(旧定義)	g	895	866	857	—	910以下	達成			
1人1日当たり ごみ排出量(新定義)	g	880	851	843	—			820	未達成	
総資源化量	万t	8.7	9.1	9.1	—	参考指標 11.5		参考指標 9.5		
再生利用率	%	19.1	21.0	20.8	—	参考指標 25		参考指標 22.4		
最終処分量	万t	5.0	4.8	4.7	—	参考指標 4.8		参考指標 4.3		
1人1日当たり 最終処分量(旧定義)	g	98	94	92	—	95以下	達成			
1人1日当たり 最終処分量(新定義)	g	96	92	90	—			82	未達成	
マイバッグ持参率 (レジ袋持参率)	%	89.2	89.7	89.9	89.5	80以上		80以上 (計画期間中)		
定点観測による 散在性ごみ個数	個	11	13	10	12	12.6以下	達成	11.3以下 (計画期間中)	未達成	

<産業廃棄物等関係>

		H25 H26 H27 H28				三次計画 目標値	目標 達成 状況	四次計画		目標 達成 状況
		H25	H26	H27	H28	H27		H32		
総排出量	万t	386	381	368	—	参考指標 394以下		参考指標 365		
発生量	万t	202	201	204	—	参考指標 231以下		参考指標 203		
再生利用量	万t	177	167	169	—	181以上		参考指標 177		
再生利用率	%	48	46	46	—	46以上		参考指標 49		
最終処分量	万t	7.9	8.6	8.8	—	10以下	達成	7.4	未達成	
有効利用率	%	92	90	90	—	参考指標 88以上		参考指標 91		
廃棄物処理施設や産 廃処分業者への立入検 査実施率	%	100	100	100	100	100	達成	100 (計画期間中)	達成	
電子マニフェスト利用率	%	36.8	39.6	49.8	—	50以上	未達成	50以上 (計画期間中)	未達成	
産業廃棄物の 不法投棄に係る解決率	%	89.1	85.0	86.8	86.1	80以上	達成	85以上 (計画期間中)	達成	

廃棄物の減量化では、食品ロス削減やリユース(物を廃棄せずに再使用)のさらなる推進等に取り組めます。

再生利用では紙ごみの分別徹底やグリーン購入普及、各種リサイクル制度の普及啓発、店頭回収の利用促進、リ

サイクル認定製品の利用促進等に取り組めます。

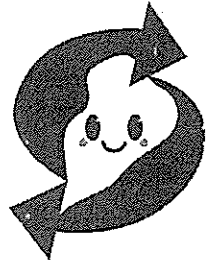
また、廃棄物の適正処理では、県民の生活環境保全のため引き続き廃棄物処理体制の確保や監視指導等の徹底に取り組むほか、災害時に大量発生する廃棄物の処理を迅速かつ円滑に行うため、災害廃棄物処理体制の充実強化に取り組めます。

○リサイクル製品認定制度(ビワクルエコシップ)

〈循環社会推進課〉

各種リサイクル法が施行され、企業ではゼロ・エミッションの取組が行われていますが、一方で再生資源の利用が難しいなどの課題もあります。この制度は、循環資源(廃棄物や製造過程で発生する副産物)から作られるリサイクル製品を県が認定することにより、事業者や県民の利用を促進するとともに、県自らが公共事業などを通じて率先利用に努めるものです。平成29年(2017年)3月末現在でコンクリート二次製品、改良土、堆肥などの222製品を認定しています。

この制度の運用により、グリーン購入推進や優れた技術を持つ優良企業の育成、県内産業の育成・振興が期待されます。



ビワクルエコ製品

○家畜排せつ物の現状と対策

〈畜産課〉

県内で1年間に発生する家畜排せつ物の量は、平成28年度畜産経営環境保全等実態調査によると、乳用牛が56千t、肉用牛が156千t、豚が10千t、鶏が21千tで、合計243千tと推定されています。これらの排せつ物は良質な有機質資源であり、ほぼ全量が農用地の土づくりに利用され、農作物の生産に活用されています。

本県では「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」の観点から、平成28年3月に「家畜排せつ物の利用の促進を図るための県計画」を策定しています。良質な堆肥化処理と併せて地域環境に配慮した有機質資源の循環が進むよう耕畜連携の取組を推進していきます。

廃棄物の適正処理の確保

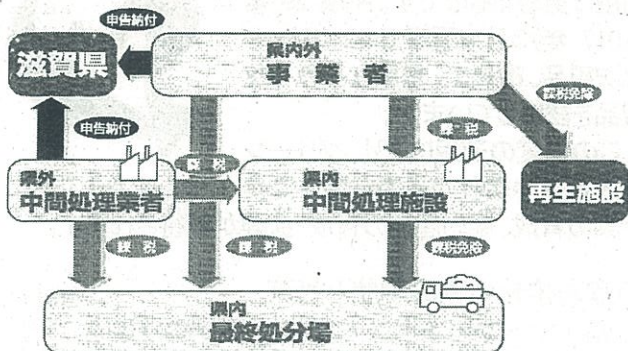
〈循環社会推進〉

○滋賀県産業廃棄物税条例

平成15年(2003年)3月に、事業所からの産業廃棄物の資源化などを進めることを目的として、「滋賀県産業廃棄物税条例」を制定しました。納付された税を産業廃棄物の発生抑制や再生利用、適正処理などを図るための費用に充てることで循環型社会づくりへの取組を一層推進していきます。

産業廃棄物税は、県内の中間処理施設または最終処分場に産業廃棄物を1年間に500tを超えて搬入した事業者が申告納付するもので、平成28年度の税込額は約2,657万円となっています。

◆産業廃棄物税の課税対象と申告納付

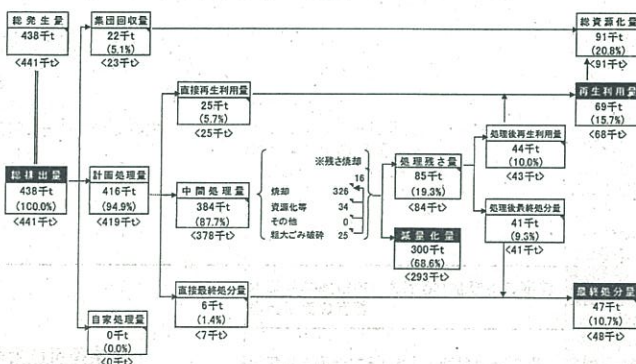


○一般廃棄物対策の推進

平成27年度のごみ総排出量は43.8万t、1人1日当たりごみ排出量は843g(旧定義857g)で、平成23年度以降やや増加しましたが概ね減少傾向にあり(図表32参照)、総資源化量は9.1万t、最終処分量は4.7万tとなっています(図表33参照)。

循環型社会形成のため、発生抑制(リデュース)、リユース(再使用)、リサイクル(再生利用)を一層進める必要があります。

◆ごみ処理の状況(平成27年度)



※1 < >内の数値は平成26年度値

2 中間処理量は一次処理のみの合計で残さ焼却量は含まない。

3 計画処理量は平成26年度に収集された量、総処理量は平成26年度に施設で処理された量であり、両者は一致しない。

○産業廃棄物対策の推進

平成27年度における産業廃棄物の総排出量は368万tとなり、前年度よりやや増加しています。排出量は建設業が最も多く、次いで水道業、製造業となっています(図表34参照)。

産業廃棄物の適正処理を推進するため、平成21年(2009年)4月に「滋賀県産業廃棄物の適正処理の推進に関する要綱」を施行し、要綱に基づき、産業廃棄物処理業の許可審査や処分業者などへの立入検査、的確な行政指導、厳格な行政処分などを行っています。

また、最終処分場などの処理施設の新たな整備が困難なことから、産業廃棄物の発生抑制や再生利用を進めるとともに処理施設の確保に努めることも必要です。

◆産業廃棄物焼却施設および最終処分場数

(平成29年(2017年)3月末)

	自社	処理業	計
焼却施設	3(3)	11(11)	14(14)
管理型最終処分場	2(0)	2(1)	4(1)
安定型最終処分場	3(1)	11(7)	14(8)

()内は、稼働中の施設数

○PCB 廃棄物の期限内処理の推進

有害物質であるPCBを含む廃棄物は、法律で保管のための届出と期限内処理が義務付けられています。

本県では、未届のPCB廃棄物保管事業者の把握調査を行うとともに、全ての保管事業者が期限内処理を完了できるよう情報提供や適切な指導を行っています。

○自動車リサイクルの推進

平成17年(2005年)1月から施行された自動車リサイクル法に基づき、使用済自動車に係る廃棄物の減量化や再生資源などのリサイクルの徹底を図っています。

この法律では、自動車の所有者にリサイクル料金の負担を求めるとともに、自動車製造業者に使用済自動車に係るフロン類の回収や破碎後のシュレッダーダストの適正処理を義務づけています。

◆自動車リサイクル法に基づく登録・許可を受けた引取業者等件数

業種	県内登録・許可件数
引取業	451
フロン類回収業	141
解体業	43
破碎業	10

(平成29年(2017年)3月末)

○容器包装リサイクルの推進

家庭ごみの約55%(容積比)が容器包装廃棄物と推計されています。

本県では、平成28年8月に第8期滋賀県分別収集促進計画を策定しました。この計画は、県内市町の分別収集計画を取りまとめたもので、今後、無色ガラス製容器などの分別収集量が平成31年度まで増加し、その後減少する見込みとなっています。

◆市町の分別収集見込み量の年度別推移 (単位:t)

●再商品化義務のある容器包装廃棄物の収集見込み量					
	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
無色ガラス製容器	4032.1	4034.9	4047.3	4040.1	4039.4
茶色ガラス製容器	2750.7	2754.4	2759.6	2756.8	2754.5
その他ガラス製容器	1077.3	1081.4	1086.3	1083.8	1086.4
その他紙製容器包装	49.2	49.0	48.7	48.5	48.3
ペットボトル	2934.9	2939.8	2948.7	2949.7	2949.4
その他プラ製容器包装	6373.4	6385.0	6404.0	6358.3	6352.2
うち白色トレイ	60.8	59.8	59.8	59.8	59.9
●有償または無償で譲渡される容器包装廃棄物の収集見込み量					
スチール製容器	1585.6	1585.0	1588.9	1592.4	1595.9
アルミ製容器	907.2	906.7	911.0	913.9	914.4
段ボール	7748.2	7769.4	7794.3	7749.1	7753.1
紙パック	153.1	153.7	153.9	153.7	153.6

○不法投棄対策の推進

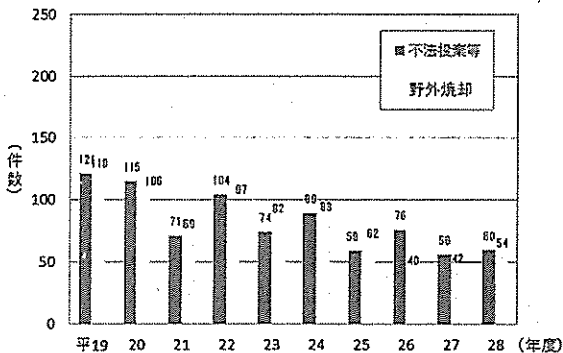
産業廃棄物の不法投棄などは跡を絶たず、人目につかない場所・時間帯での不法投棄や埋立・造成工事への廃棄物の混入など、その手口は悪質・巧妙化しています。

こうした不法投棄などは、早期に発見して被害の拡大を防止し、行為者に対し迅速かつ厳正に対応して、早期解決を図る必要があります。

本県では、情報提供のための不法投棄110番の設置や、平日に加えて休日・早朝・夜間のパトロール、無人航空機やヘリコプターを使った空からの監視による早期発見に努め、市町や警察などと連携した早期対応を図っています。新たに発生した事案については、年度内の解決をめざして取り組んでおり、平成28年度の解決率は、85%以上の目標に対し86.8%でした。本年度も85%以上を目標に取り組んでいます。

また、毎年10月を不法投棄防止強調月間と定め、各種啓発活動や産業廃棄物運搬車両の路上検査などを実施し、不法投棄を許さない地域づくりに取り組んでいます。

◆不法投棄等の新規発生件数



※平成21年度以降は中核市になった大津市の件数を含まない。

○クリーンセンター滋賀の運営

公益財団法人滋賀県環境事業公社が甲賀市に設置した公共関与による産業廃棄物管理型最終処分場「クリーンセンター滋賀」は、廃棄物の適正処理や産業基盤の確保などの観点から整備を行ったものであり、遮水工の四重化や破損検知システムの導入など高い安全性と信頼性を確保しています。

○旧RD最終処分場問題対策の推進 <最終処分場特別対策室>

(株)アール・ディエンジニアリング(平成18年度に破産)が栗東市小野に設置した産業廃棄物最終処分場跡地において、産業廃棄物の不適正処理に起因して周辺地下水の汚染その他の生活環境保全上の支障等が生じている問題について、必要な調査を行うとともに、行政代執行により対策工事を進めるなど、解決に向けた取組を行っています。

現在は、「特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法」に基づく国の財政支援を受けて、平成25年度から平成32年度までの計画により、本格的な対策工事となる二次対策工事を行っています。

平成29年度は、引き続き周辺自治会と情報共有、意見交換を図りながら、二次対策工事の計画に従って、図に示したB工区の地下水汚染拡散防止対策(底面遮水工)を完了するとともに、B・C工区等でも着実に工事を実施します。

また、浸透水の周辺地下水への影響を把握し、住民の理解を得るため、モニタリング調査を継続的に実施するとともに報道発表やホームページ掲載により公表していきます。

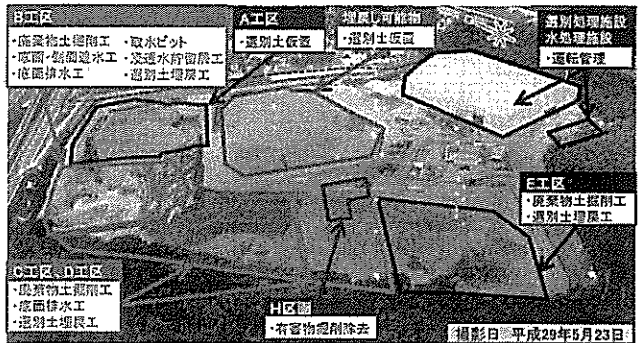


図 平成29年度二次対策工事施工箇所

環境美化の推進

〈循環社会推進課〉

○散在性ごみ対策の推進

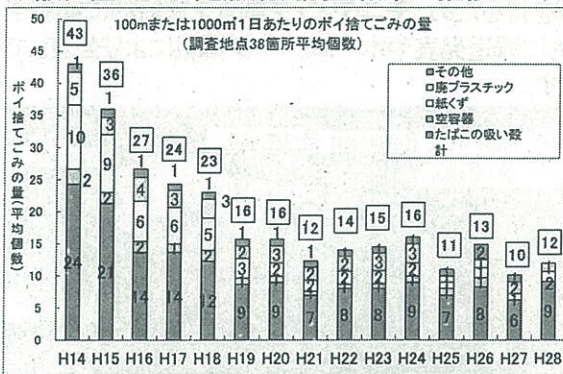
散在性ごみとは、ポイ捨てなどにより散在している空き缶、ペットボトル、たばこの吸い殻などのごみのことです。

散在性ごみの多くが、道路上に散乱するだけでなく、河川を通じて琵琶湖に流れ込み、湖辺のごみとなって景観を損なうなど、琵琶湖にも少なからず影響を及ぼしています。

このため、平成4年(1992年)に「滋賀県ごみの散乱防止に関する条例(クリーン条例)」を制定し、環境美化監視員による監視・啓発などの活動に取り組んでいます。

また、「環境美化の日」(5月30日、7月1日、12月1日)を中心に県民総参加による環境美化運動を展開しています。

◆散在性ごみの定点観測調査結果の推移



平成28年度 ごみ減量化と環境美化に関するポスター(最優秀賞)
堀川 あおいさん
(滋賀大学教育学部附属中学校2年)

第2部 県庁の果たす役割

環境マネジメントシステム

事業の展開状況

第2部 県庁の率先行動

滋賀県庁環境マネジメントシステム

滋賀県庁では、環境保全に関する取組を推進するための組織内の体制・手続きなどの仕組みとして、これまで ISO14001 規格に基づく環境マネジメントシステムを構築・運用し、外部審査機関による認証を取得してきましたが、平成 22 年（2010 年）3 月の認証登録期限を契機に、県独自の新しい環境マネジメントシステムを構築し、平成 23 年（2011 年）2 月より運用しています。

新しい滋賀県庁環境マネジメントシステムの概要

○システムの特徴

〈環境政策課〉

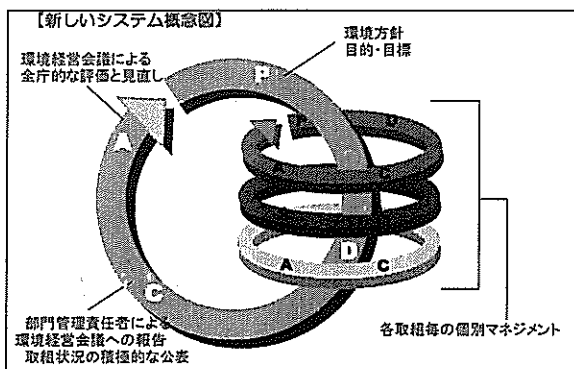
ISO14001 に基づくシステムで構築したノウハウを活用しつつ、県の事務事業の流れに合わせた仕組みとすることで、事務の効率化を図っています。

その特徴として、環境方針に基づく各取組（個別計画・指針など）の所管部局に部門管理責任者を設置し、その取組に応じた推進体制と PDCA サイクルに基づく進行管理を行っています。

主に以下の 5 つの部門に分けて推進しています。

- 総合的な環境保全施策の推進
- 事業活動における積極的な環境配慮の実施
- 環境に配慮した庁舎管理や事務活動の推進
 - ・グリーン購入の推進
 - ・省エネ、省資源等の推進

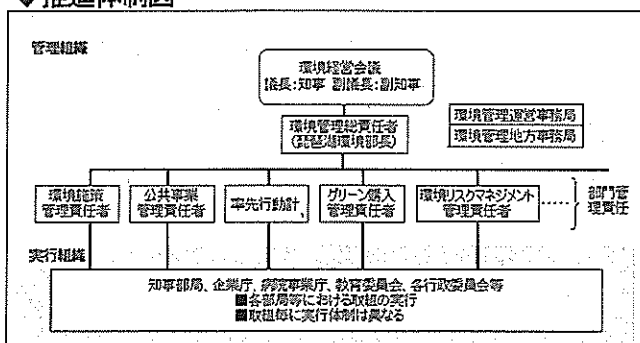
- 環境法令等の確実な順守および環境汚染の未然防止



○滋賀県環境経営会議

各取組を統括管理するため、知事を議長とする「滋賀県環境経営会議」を設置しています。この会議で各部門管理責任者がその取組状況を報告し、県庁全体の評価および見直しを行っています。

◆推進体制図



環境方針

○基本理念

〈環境政策課〉

環境に関わる取組を、継続的な改善をとおして充実させ、健全で質の高い環境の確保と地球環境の保全に貢献することとしています。

○基本方針

〈環境政策課〉

基本理念の実現のために、平成 27 年度は次に掲げる大きく 5 つの基本方針に沿って目的および目標などを定めて、全ての職員の参加の下、実行しました。また、その結果を検証するとともに必要な見直しを行い、環境マネジメントシステムの継続的な改善を図っています。

1. 総合的な環境保全施策の推進

〈環境政策課〉

第四次滋賀県環境総合計画に基づき、環境保全施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、毎年度、本計画に掲げる各基本目標の現状評価等を行います。

この結果は、環境審議会（環境企画部会）に報告するとともに、本書により公表しています（2 ページ参照）。

2. 事業活動における積極的な環境配慮の実施

■公共事業における環境配慮の実施

〈監理課、耕地課、建設課〉

計画、設計、施工などの各段階において、「人と自然の共生」、「快適な環境の創造」、「省エネルギー・循環型社会の推進」の 3 つの環境要素毎に、チェックリストに基づき具体的な行動に取り組むことにより、公共事業の実施に伴う環境負荷の低減に努めています。

■生物環境アドバイザー制度

〈監理課〉

「人と自然にやさしい建設工事」を実現する施策として、平成 6 年度に「滋賀県生物環境アドバイザー制度」を設け、生物環境などの専門家の指導助言を受けながら公共施設の計画策定や工事を実施しています。

これまでに延べ 492 箇所（平成 6 年度から平成 28 年度まで）で制度を適用し、貴重植物の移植、魚やホタルなどへの配慮、けもの道の設置などを行いました。

■建設リサイクルの推進

〈監理課〉

公共工事において、計画・設計段階から建設副産物（コンクリート塊、建設発生木材、アスファルト・コ